

病棟における一定水準以上の療養環境に対し、診療報酬上、入院基本料等への加算として「療養環境加算」が認められている。

表 2-36 療養環境加算に関する構造設備基準

単位	病棟
病室面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 m²/床以上（内法） ・ 当該病棟内に 6.4 m²/床未満の病室を有する場合は算定不可 ・ 1 病床当たり面積は、医療法上の許可等を受けた病床に係る病室の総床面積を当該病床数で除した面積 ・ 病棟内であっても、診察室、廊下、手術室等病室以外の部分の面積は算入できない ・ 病室内に付属している浴室・便所等の面積は算入の対象となる ・ 特別の療養環境の提供に係る病室または特定入院料を算定している病室については、本加算の対象から外す

（平成 20 厚労告 62 平 26.3.5 保医発 0305 第 2）

トピックス

療養環境加算における面積算定基準

Topics

「病室面積は内法か？壁芯か？」

療養環境加算を算定するには 8 m² / 床以上の病室面積が必要であり、施設基準では、これまで内法と明文化されていなかったが、H26 年の診療報酬改定で面積基準が内法で算定することが明文化された。

注) 上記改定情報については、日本医療福祉建築協会法規委員会の分析による